

<b>資 料</b>	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)を制定することに伴う意見公募について	平成24年7月27日 建設部都市建設課
------------	---	------------------------

## ■移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定することに至った理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正により、これまで同法などで全国一律に定められていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を地方公共団体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることとされました。

これに伴い、江別市では、条例制定における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

## ■移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)の制定についての考え方

江別市の公園において、バリアフリー化を行う場合の特定公園施設の設置に関する基準は、国の基準及び北海道福祉のまちづくり条例の基準を参酌した結果、より充実した内容である北海道福祉のまちづくり条例に準拠することを基本とし、同条例にないものについては国の基準によることとしました。なお、当該条例は特定公園施設の新設、増設又は改築において適用することとします。

### ・特定公園施設（12施設）

園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識

## ■移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)の概要

### ・特定公園施設の設置に関する基準の例

項 目		国の基準	市の基準（案）
園路及び広場	出入口	・幅 120cm 以上・段差なし等	・幅 180cm 以上・段差なし等
	通路	・幅 180cm 以上・縦断勾配 5% 以下等	国の基準どおり ・視覚障がい者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、点字ブロックを敷設すること。
	傾斜路	・幅 120cm 以上・縦断勾配 8% 以下等	・幅 150cm 以上・縦断勾配 8% 以下等
駐 車 場		・車いす専用駐車施設(幅 350cm 等)	国の基準どおり
便 所		・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること等（出入口の幅 80cm 以上）	・車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有すること等（出入口の幅 90cm 以上）
水飲場及び手洗場		・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	・必要に応じ、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水飲場及び手洗場を設けること。

項 目	国の基準	市の基準（案）
屋根付広場	・出入口の幅 120cm 以上（やむを得ない場合 80cm 以上とすることができる。）	・出入口の幅 120cm 以上（やむを得ない場合 90cm 以上とすることができる。）
休憩所及び 管理事務所	・出入口の幅 120cm 以上（やむを得ない場合 80cm 以上とすることができる。） ・戸を設ける場合は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	・出入口の幅 120cm 以上（やむを得ない場合 90cm 以上とすることができる。） ・戸を設ける場合は、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない構造とすること。
野外劇場及び 野外音楽堂	・出入口の幅 120cm 以上（やむを得ない場合 80cm 以上とすることができる。） ・車いす使用者用席の幅は 90cm 以上であり、奥行きは 120cm 以上であること。	・出入口の幅 120cm 以上（やむを得ない場合 90cm 以上とすることができる。） ・車いす使用者用席の幅は 90cm 以上であり、奥行きは 140cm 以上であること。
掲示板及び 標識	・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 ・掲示板に掲示された内容が容易に識別できるものであること。	国の基準どおり  国の基準どおり

※規定する整備基準は、地形若しくは敷地の状況、建築物の構造及び用途その他やむを得ない理由により、当該整備基準によることが著しく困難な場合又は当該整備基準に定められていない構造若しくは設備により当該整備基準による場合と同等以上に高齢者、障がい者等が円滑に利用できる場合にあつては、その一部を適用しないことができる。

## ■施行期日

平成25年4月1日（予定）

## ■参考資料

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 抜粋
- 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 北海道福祉のまちづくり条例